

(平成23年5月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年1月まで

婚姻前は、母親が私の国民年金の加入手続をし、保険料も納付していたはずであるが、ねんきん定期便では未納期間があるので、照会したところ、申立期間に係る保険料は還付されているとの回答であった。私には還付金を受け取った記憶は無い上、その理由も納得できるものではなく、申立期間の記録を保険料納付済に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者台帳及び国民年金被保険者名簿によると、申立人が申立期間を含む昭和50年度分の国民年金保険料を昭和53年5月1日に一旦納付したことが確認できるほか、社会保険事務所（当時）において、当該保険料を53年6月頃に還付した記載がうかがえる。

しかし、社会保険事務所が還付したとする時点では、申立人の昭和51年度の国民年金保険料は未納であり、本来、還付したとする保険料は当該期間の一部へ充当すべきところ、充当しておらず、行政側の還付手続に不備がみられる上、申立人の住所について、国民年金被保険者台帳と国民年金被保険者名簿では一致しておらず、還付・充当通知書及び還付請求書が申立人に届かなかった可能性も考えられ、申立期間に係る保険料は還付されていないものと認められる。

また、社会保険事務所が申立期間の国民年金保険料を還付する理由として、当該保険料が保険料納付の時効期限経過後の納付であったことが推測されるが、オンライン記録及び国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年4月頃に払い出され、その払出時点では、

保険料納付の時効期限を経過しているはずの49年4月から同年12月までの保険料が納付済みと記録されていることから、申立期間当時、申立人の居住していた市及び社会保険事務所では、時効期限後の納付を納付済みとしていたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和23年2月5日に、本社における資格取得日に係る記録を37年2月8日に訂正することが必要である。

また、標準報酬月額については、昭和23年2月は600円、37年2月は3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年2月5日から同年3月1日まで
② 昭和37年2月8日から同年3月1日まで

申立期間について、A社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社から提出された従業員カードから判断すると、申立人が申立期間①及び②において同社に継続して勤務し(昭和23年2月5日に同社C支店から同社B支店に異動、37年2月8日に同社D支店から同社E支店に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A社B支店における昭和23年3月の社会保険事務所(当時)の記録から、600円とし、申立期間②の標準報酬月額については、本社(当該時期から本社で一括して適用させたため)における37年3月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

石川国民年金 事案 400

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年2月から平成3年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年2月から平成3年7月まで

昭和57年2月頃にA社B支店を退職した後、2年ぐらい国民年金保険料を納めていなかったため、未納であった保険料を全部まとめて納付し、その後は、町内の納税組合で毎月納めたのに、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のオンライン記録では、申立人は、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した昭和57年2月1日から国民年金に加入しているが、C市の国民年金加入履歴では平成5年9月13日に加入手続が行われ、その際に57年2月1日まで遡って資格取得していることが確認できる。

また、申立人は国民年金に加入後すぐには国民年金保険料を納付せず、2年ほど後に未納であった保険料をまとめて町内会長に納付したとしているが、当時の町内会長は当時の記憶は無いとしている上、オンライン記録に加入手続が行われた平成5年9月時点で納付可能な過去2年分(平成3年8月から5年9月まで)の保険料を同月にまとめて納付された記録が確認できるが、申立期間の保険料は、既に時効により納付できなかったと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続や保険料額について覚えておらず、記憶は曖昧である。

このほかに申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

石川国民年金 事案 401

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 2 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月から 49 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料は、母親から家族全員の保険料を、信用金庫の集金で納めていたと聞いており、私だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 49 年 5 月 2 日頃に払い出されており、その時期に 20 歳まで資格を遡って届出されたことが年金事務所の国民年金受付処理簿から確認できる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、それらを行っていたとするその母は、記憶が曖昧である上、同居していた父も既に亡くなっており、加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

このほかに申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月から 40 年 9 月まで

私は、昭和 33 年 4 月に A 社（現在は B 社）に入社してから、支給される給与に昇給があっても降給した覚えが無いのに、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が 37 年 10 月決定時の標準報酬月額より低い額であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B 社は、「申立人に係る申立期間当時の給与明細、旧社会保険事務所への届出の控え等は保管されておらず、具体的な検証はできなかったが、申立期間当時の本社管轄の旧社会保険事務所への届出控えは保管されており、これを確認したところ、多くの者が従前に比較して昭和 38 年 10 月に標準報酬月額が低下していることが判明した。このため、賞与の支給回数を確認したところ、昭和 37 年度において 4 回支給された賞与が 38 年度から 3 回の支給になった事実が判明し、37 年度まで標準報酬月額の算定に報酬額として加算していた賞与に係る報酬額を 38 年度からの標準報酬の算定額に加算しなくなったことが昭和 38 年 10 月からの標準報酬月額が低下した原因と推察される。」と回答している。

また、現在は賞与から厚生年金保険料が控除されているが、当時は支給回数が年 3 回以下の賞与は報酬額に含まないこととされており、賞与の支給が年 4 回以上の場合に、前 1 年間の賞与総額を 12 で除した額を各月の給与支給額と合算して標準報酬月額を算定することとされていたため、賞与の支給回数が、年 4 回から 3 回に変更になった昭和 38 年の定時決定において、標準報酬月額がそれ以前より低額になっても不自然と言えな

い。

さらに、A社C支店における申立人と同時期に入社した同僚の厚生年金被保険者原票を確認したところ、申立人と同様に昭和38年10月定時決定時の標準報酬月額が従前の額より低下していることが認められた。

加えて、申立人及びB社は、申立期間当時の給与明細等を保有しておらず、申立期間当時にA社C支店における同僚で、連絡が取れた複数の者に確認したものの、申立期間に係る給与明細等を保有している者はいなかった。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。